

【物品調達等】電子契約導入に係る説明会（令和5年8月4日・18日開催）の質疑応答について

| 項目                        | 問   | 回答  |
|---------------------------|---|---|
| 1<br>ICカード                | ICカードの発行方法について教えてほしい。   | 民間の認証局で購入していただく必要があります。<br>長崎市ホームページ（入札契約情報→はじめて利用される方）に掲載しています。<br>( <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004469.html#jyunbi">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004469.html#jyunbi</a> )     |
|                           | 見積合せ案件にしか参加しておらずICカードを持っていないのだが発行する必要があるのか。                                   | 今回運用開始する物品調達等に係る電子契約は「物品購入」及び「製造の請負」（制限付一般競争入札に限る）に限定しており、その他随意契約案件については従来通り紙契約となります。<br>「物品購入」及び「製造の請負」にかかる制限付一般競争入札への参加を希望する場合は、ICカードの発行手続きを行ってください。  |
| 3<br>原本性確認                | 他自治体に長崎市との契約を実績として提出する際の提出方法はどのようになるか。<br>どのような確認方法となるのか。                     | 長崎市を相手方として電子署名した電子契約記録（契約書データ）の原本性の確認は、インターネット上の確認サイトにおいて行うことができますが、他の自治体等が実績等としてどのような書類・データを求めるか、また、それについてどのような確認を行うかについては、各自自治体等それぞれのルールに従ってください。<br>（電子契約システム導入に係る説明会（建設工事・建設コンサル）質疑応答No.3の回答と同様です。）                                   |
| 4<br>5<br>6<br>7<br>契約書   | 契約締結後に契約書に不備があることが判明した場合は、変更契約での対応となるのか。                                      | 不備のない契約書にて契約締結を行うことを徹底したいと思いますが、もし、そのような状況が判明した場合は個別に対応します。   |
|                           | 電子契約システム内での契約書の保存期間はどのくらいか。   | 施工又は履行実績確認のため、工期又は履行期限終了後10年と1か月の間保存することとしております。  |
|                           | 電子契約の対象以外の契約については従来通りの紙契約となるのか。   | その通りです。   |
|                           | 電子契約システムの利用にあたり、トラブル等により電子契約ができない場合に紙契約とすることは可能か。                             | 契約締結期間中に電子契約システムが使用できなくなり電子契約が行えない状況が発生した場合は、個別に対応します。<br>電子契約システムでの契約締結を基本とし、状況により紙での契約も可能ですが、電子契約に係る書類の提出や電子署名にあたっては、想定外のトラブルが生じる場合もありますので、時間的余裕を持って行っていただきますよう、ご協力をお願いします。<br>なお、紙契約となる条件については、長崎市ホームページに掲載しております「電子契約運用基準」内で規定しております。 |
| 8                         | 契約締結期限について電子契約となっても契約締結期限は7日なのか。  | 契約締結期限は長崎市契約規則で定められているため変更ありません。  |
| 9<br>10<br>PC設定等          | Edge以外のWebブラウザは使用できないのか。  | 電子契約システムが他のブラウザで正常に作動するかどうかの検証を行っておらず、動作保証ができないため、Edgeをご使用いただくことを推奨しています。   |
|                           | 電子入札を行う部署と、電子契約を行う部署が違う場合、電子入札で使用しているPCではないEdge対応PCについて、設定が必要か。               | Edge対応のPCであっても、新規に導入するPCについては、設定が必要です。  |
| 11<br>12<br>13<br>システムの操作 | 電子契約システムで契約書類の提出を依頼する場合はメールのみなのか、発注者側から書類の提出依頼を行った旨の電話をもらえるか。                 | 当分の間、電話連絡等行いながら契約処理を行っていくものと考えています。   |
|                           | 落札決定後、受注者側で行う書類のアップロードが可能となるタイミングはいつか。<br>発注者側から差戻（修正）依頼メールが受注者側に届くタイミングはいつか。 | 落札決定後、発注者が電子契約システムで書類提出依頼を実施後、メールが受注者へ送付され、受注者側で書類のアップロードが可能となります。差戻依頼後の書類のアップロードについても同様です。   |
|                           | 当社は建設コンサルも物品売買も行っているが、電子契約システムの当初契約案件一覧は建設コンサルと物品が混合するか。                      | 電子契約システムのログイン先が建設コンサルと物品調達では別になるので、「当初契約中案件一覧」は区分（建設工事・建設コンサル・物品購入、製造請負）ごとに表示されます。  |
| 14<br>15<br>16<br>その他     | アップロードされた契約書ファイル（PDF）をPCに保存できなかった。  | 書類名（リンク）を押下すると、自動的にPCのダウンロードフォルダに保存されますので、そこから契約書ファイルを確認してください。   |
|                           | 電子契約のオープンカウンタへの拡大について予定はあるのか。   | 運用状況を考慮したうえで、拡大について検討していきたいと考えています。<br>時期については現時点では未定です。  |
|                           | ヘルプデスクの問い合わせ先について教えてほしい。  | 長崎市ホームページ（入札契約情報）に掲載しています。<br>( <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p023272.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p023272.html</a> )<br>【問い合わせ電話番号】095-829-1360                              |

【建設工事・建設コンサル】電子契約導入に係る説明会（令和5年5月10日・11日開催）の質疑応答について

| No | 項目         | 問  | 回答   |
|----|------------|--|--|
| 1  | ICカード      | 電子入札で使用するICカードと電子契約で使用するICカードを別々に作成して、各々のカードを電子入札システム及び電子契約システムで使用する事が可能か。 | 電子入札システムにおいて利用者登録している同じ名義人のICカードであれば使用可能です。<br>※ログインから操作終了までの間はICカードは変えないでください。<br>※利用者登録は複数枚のICカードの登録が可能です。<br>電子入札システムの利用者登録の操作方法については以下リンクからご確認ください。<br><a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004503.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004503.html</a>   |
| 2  | 原本性確認      | 電子契約記録（契約書データ）の原本性の確認はどのように行うのか。また、どのような場合に確認が必要となる事が想定されるか。               | 長崎市を相手方として電子署名した電子契約記録（契約書データ）は、押印がないため外形的には契約したことがわかりません。そのため、改ざんされたものでない原本であることの確認は、インターネット上の確認サイトにおいて行います。<br>原本性の確認が必要となる場合としては、他の自治体等が工事実績として契約書の原本性を確認する場合などが想定されます。   |
| 3  |            | 他の自治体等から工事実績等を求められた場合、契約内容はどのように確認されるのか。                                   | 長崎市を相手方として電子署名した電子契約記録（契約書データ）の原本性の確認は、インターネット上の確認サイトにおいて行うことができますが、他の自治体等が工事実績等としてどのような書類・データを求めるか、また、それについてどのような確認を行うかについては、各自治体等それぞれのルールに従ってください。   |
| 4  | 実証実験との違い   | 実証実験のときのシステムと今回導入されるシステムは内容が違うのか。  | 実証実験の結果をもとに機能等の見直しを行ったうえで今回のシステムを導入するため、提出書類の修正が必要な場合の差異し機能を追加するなど、システムの内容は大幅に変更しています。   |
| 5  | 提出書類       | スキャンしたデータを添付する場合の添付可能な拡張子はどうなるのか。  | アップロード可能な拡張子は「doc、docx、xls、xlsx、pdf」と説明しましたが、その後の検討の結果、「jpg、jpeg」も添付可能とする予定です。   |
| 6  |            | 個人事業主の場合、添付する経歴書に押印は必要か。   | 不要です。  |
| 7  |            | 電子契約した場合、印紙税について税務署への申告は必要か。   | 電子契約には印紙税が発生しないため不要です。   |
| 8  |            | 提出した書類等に不備があった場合はどうなるのか。   | 提出された書類に不備があった場合は差戻処理を長崎市において行いますので、再度提出の手続きを行ってください。  |
| 9  |            | 提出する書類の様式はどこにあるのか。   | 提出依頼をする際に最新の書式をアップロードしていますので、提出画面からダウンロードできます。   |
| 10 |            | 建退共掛金収納書、建設労災補償共済制度加入証明書（工事現場単位）は原本の提出が必要か。                                | 電子契約システム内で写しのデータを提出してください。ただし、工事が完了するまでの間は、契約検査課や監督職員から原本の確認を求められた場合、速やかに提示ができるよう、適切に原本を保管してください。  |
| 11 |            | スキャンしたデータのファイル名はどうしたらよいか。  | ファイル名は任意の名前をつけてください。   |
| 12 |            | 履行保証保険証券はPDFでの提出が必要か。  | PDFにて写しを提出したのち、原本を郵送等で提出してください。  |
| 13 |            | 契約保証金を現金で納入する場合どうなるのか。   | 現在どおり、納付書を作成しますので、納入をしたあと、領収書の写しをアップロードしてください。   |
| 14 |            | 法定外労災の加入証明書は原本の提出が必要か。   | 不要です。写しをデータで提出してください。  |
| 15 | PC設定等      | 電子入札システムで運用しているPCであればWebブラウザ（Edge）の初期設定は不要か。                               | 不要です。初期設定については以下URLを参照してください。<br><a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004475.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p004475.html</a>   |
| 16 |            | 補助アプリは現在の運用にかかわらず初期設定が必要か  | 電子入札補助アプリの許可URLに、以下URLの追加が必要となります。<br>① <a href="https://keiyaku.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp">https://keiyaku.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp</a><br>② <a href="https://keiyaku-test.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp">https://keiyaku-test.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp</a><br>なお、許可URL追加の手順は以下URLを参照してください。<br><a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p024415_d/fil/sousamanyuaru.pdf">https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p024415_d/fil/sousamanyuaru.pdf</a> |
| 17 | 当初契約以外の取扱い | 成果品の納品や請負代金の請求も電子化されるのか。   | 今回の電子契約システムでは落札決定から契約締結までの手続きを電子化するものであり、その他の手続きは従来通りです。   |
| 18 |            | 変更契約の手続き、コリンズの登録の手続きは電子化されるのか。   | 変更契約も電子化されます。コリンズ・テクリスについては、運営主体である（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）へお問い合わせください。   |